２　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　参加表明書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

ア．単体企業

１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成31・32年度の測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

３）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

イ．設計共同体　以下に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月30日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から業務Ａ、業務Ｂそれぞれの設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

１）予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成31・32年度の測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を設計共同体を構成する構成員それぞれが受けている者であること。

３）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ウ．入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。また、設計共同体の場合は、構成する者の平均により評価する。

⑶　参加表明書に関する要件

ア．参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

１）同種又は類似業務等の実績

参加表明書を提出する者は、平成22年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した、下記①若しくは②の実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

設計共同体の場合は、構成員それぞれが下記①若しくは②の実績を１件以上有すること。

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

①同種業務：河川における航空レーザ測量（ＬＰ）かつ河川における航空レーザ測深（ＡＬＢ）による測量（ＬＰとＡＬＢの実績は同一業務でなくともよい）

②類似業務：河川における航空レーザ測量（ＬＰ）または河川における航空レーザ測深（ＡＬＢ）による測量

２）実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年９月５日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年９月26日付け国官技第126号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年３月28日付け国官技第361号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成30年１月４日付け国官技第187号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

３）国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く）の平成27年度から平成30年度に完了しＴＥＣＲＩＳに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評定の平均点が、60点以上であること。

なお、当該期間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く）業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。

イ．配置予定技術者の資格に対する要件は、以下のとおりとする。

以下のいずれかの資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（土地・建設産業局（旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は巻末資料１「本入札手続きに係る期間等」⑴の日を予定する。

１）予定主任技術者及び予定担当技術者

予定主任技術者及び予定担当技術者が以下の要件を満たしていない場合は、技術提案書の提出者として指名されない。

○予定主任技術者・・・・・・測量法に基づく測量士

○予定担当技術者・・・・・・測量法に基づく測量士又は測量士補

ウ．配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

１）予定主任技術者

予定主任技術者は、ア．参加表明書の提出者に対する要件に示される実績を有すること。または、次に掲げる実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

ただし、主任技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

２）予定担当技術者

予定担当技術者は、平成22年度以降公示日までに完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した下記①、②のいずれかの実績を有していれば優位に評価する。担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する下記の実績を有していれば優位に評価する。（再委託による業務の実績は含まない）

ただし、主任技術者又は担当技術者として担当した業務とする。